

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の 電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - (1) 点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - (2) 点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
- ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

(3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）

(4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。

※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。

※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。

(5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン

(1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。

(2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。

(3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。

(4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

(5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。

- ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
- ・ 整備主任者に係る権限
- ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限

② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。

③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。

- ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
- ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

(3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

(1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

(2) 第2 4.(1)の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

(3) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、(1)のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

(4) (3)の承諾が得られなかった場合又は(3)の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

(5) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

(1) 点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

(2) 点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第3 1.(1)の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

(答)

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

(答)

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

(答)

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

(答)

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
 - ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
 - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携帯しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
 - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合